

第2期札幌市スポーツ推進計画 (素案)

2024年度～2033年度

～「スポーツ」とは～

スポーツ基本法の前文では、「スポーツ」について、次のように記載されています。

心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{ひんよう}等のために
個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動

スポーツには、することによる楽しさや喜びだけではなく、心身の健全な発達、体力の保持増進、健康寿命¹の延伸など様々な効果があります。

また、スポーツは、多様性・包摂性の促進や共生社会²の実現、地域・経済の活性化にも貢献するものであり、個人の心身への好影響に加え、地域・社会の課題解決に寄与すると考えられます。

そのため、本計画においても、スポーツとは、競技のようなルールに則り他者と競い合うものだけではなく、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行われるものであり、健康づくりやのための散歩やジョギングなどの軽い運動、また気晴らしや楽しみのための身体を動かすレクリエーション活動なども含むものとしています。

¹ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命との差が短いほど、個人の生活の質が高く保たれているとされている。

² 共生社会：誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

第2期札幌市スポーツ推進計画（素案）

目 次

第1章 スポーツ推進計画の策定について	1
1 計画策定の背景	1
（1）札幌市スポーツ推進計画の策定経過	1
（2）国のスポーツ基本計画の策定経過	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	4
第2章 スポーツ推進計画の策定にあたって	5
1 国の動向	5
2 社会情勢の変化	6
（1）超高齢社会の進行	6
（2）価値観等の多様化	7
（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大	8
3 札幌市を取り巻くスポーツ環境の変化	9
（1）第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定	9
（2） 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致	11
（3）国際的スポーツイベントの開催	12
第3章 札幌のスポーツの現状と課題	14
1 改訂版の推進状況	14
（1）3つの目標とこれまでの取組状況	14
（2）成果指標の達成状況等	27
（3）これまでの取組に対する課題と傾向	41
第4章 スポーツ推進計画において取り入れる視点	43
1 第3期スポーツ基本計画	43
（1）多様な主体におけるスポーツ機会の創出	43
（2）スポーツによる健康増進	43
（3）スポーツの成長産業化	44
（4）スポーツによる地方創生、まちづくり	44
（5）スポーツを通じた共生社会の実現	44

(6) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」.....	44
2 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン	45
(1) 健康寿命の延伸	45
(2) 共生社会の実現	45
(3) 地域・経済の活性化	46
(4) ウィンタースポーツ振興	46
3-2030-オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致・開催	45
第5章 スポーツ推進計画の方向性	48
1 基本的な考え方	48
2 基本理念	48
3 3つの目標	49
4 成果指標と目標数値	52
第6章 目標達成に向けた方針・施策	53
1 施策体系	53
2 目標達成に向けた方針・施策	54
第7章 計画推進のための取組	88
1 市民や関係団体との協働	88
2 将来を見据えた施設の配置活用	92
3 計画の進行管理	93
第8章 資料編	94
1 計画策定までの経緯	94
2 令和4年度指標達成度調査結果	95
3 令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査結果概要	99
4 令和4年度スポーツ関係団体の活動等の実態調査	123
5 第2期札幌市スポーツ推進計画（案）に対する市民意見	130
6 札幌市スポーツ推進審議会	131
7 第29期札幌市スポーツ推進審議会名簿	132
8 用語解説	133

第1章

スポーツ推進計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 札幌市スポーツ推進計画の策定経過

札幌市では、市民のスポーツへの関わり方の広がりなどを背景に、平成15年（2003年）3月に「札幌市スポーツ振興計画」を策定し、「する・みる・支える」という3つの視点から、市民が様々な機会であらゆるスポーツに親しむことができるように、スポーツ施設の整備、イベントや競技大会の開催・誘致等を行ってきました。

その後、国が策定した「第1期スポーツ基本計画」や、札幌市が策定した「まちづくり戦略ビジョン」の考え方などを踏まえ、平成26年（2014年）2月には、札幌市スポーツ振興計画を引き継ぐ計画として、「札幌市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しました。

札幌市スポーツ推進計画

基本理念

「スポーツ元気都市さっぽろ

— スポーツを通じて、市民が、地域が、さっぽろが元気に —

3つの目標

- ① スポーツを通じて市民、誰もが元気に
- ② スポーツを通じて地域が元気に
- ③ スポーツを通じて『さっぽろ』が元気に

また、計画の中間年の令和元年（2019年）7月には、国が第2期スポーツ基本計画を策定したことや、冬季オリンピック・パラリンピックの招致表明、国際的スポーツイベントの開催決定、「さっぽろグローバルスポーツコミッション」の設立、スポーツ局の新設など、札幌市を取り巻くスポーツ環境についても大きく変化していること、さらには超高齢社会³の到来といった、社会情勢

³ 超高齢社会：総人口に占める65歳以上の人口割合が21%を超える社会のこと。なお、7%を超える社会を「高齢化社会」、14%を超える社会を「高齢社会」と呼ぶ。

も変化していることを踏まえ、推進計画の改定版（以下「改定版」という。）を策定しました。

札幌市スポーツ推進計画改定版

基本理念

「～スポーツの力でさっぽろの「未来」をつくる～
スポーツ元気都市さっぽろ」

3つの目標

- ① スポーツの力で「市民」がかがやく
- ② スポーツの力で「さっぽろ」をかえる
- ③ スポーツの力で「世界」へつながる

（２）国のスポーツ基本計画の策定経過

国では、平成 23 年（2011 年）にスポーツ基本法を制定し、平成 24 年（2012 年）に、スポーツ基本法第 9 条に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本計画は、平成 24 年度（2012 年度）から 10 年間程度を見通した、5 年間を計画期間としており、スポーツ推進の基本方針として、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、7 つの課題ごとに基本方針を設定し、スポーツ立国の実現を目指すこととされました。

スポーツ基本計画の 7 つの基本方針

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージ⁴に応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ 国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ トップスポーツと地域スポーツの連携による好循環の創出

⁴ ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階。

また、平成 27 年（2015 年）10 月には、これまで文部科学省や厚生労働省など複数の省庁で行っていたスポーツ関連業務や権限を一元化し、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる、スポーツ立国の実現を最大の使命として、スポーツ庁が発足しました。

さらに、平成 29 年（2017 年）には、スポーツ基本計画の期間満了に伴い、平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 5 年間の計画期間とする第 2 期スポーツ基本計画が策定されました。

この計画では、スポーツ参画人口を拡大し、すべての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針とされています。第 2 期計画においては、第 1 期計画で 7 つあった基本方針が、計画の目指す方向性として 4 つに整理されました。

第 2 期スポーツ基本計画の 4 つの基本方針

- ① スポーツで「人生」が変わる！
- ② スポーツで「社会」を変える！
- ③ スポーツで「世界」とつながる！
- ④ スポーツで「未来」を創る！

その後、国では令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 5 年間にける、スポーツ立国の実現を目指すための新たな指針として、令和 4 年（2022 年）3 月に第 3 期スポーツ基本計画が策定されたところです。

2 計画策定の目的

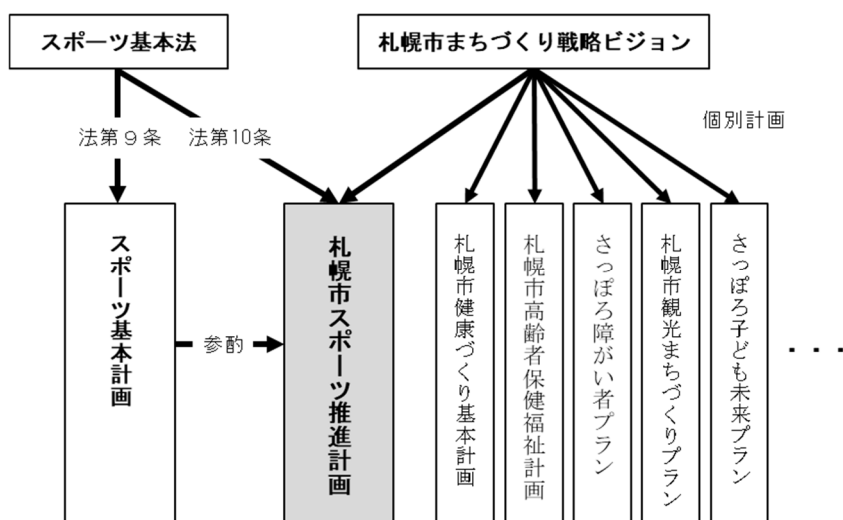
本計画は、市民が、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれの関心、適性、ライフスタイル⁵等に応じてスポーツに参画する環境を整備し、スポーツの力をもって、青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持・増進、共生社会の実現、地域コミュニティの再生、地域・経済の活性化、そして札幌の活力の創造に寄与することを目的として策定しました。

⁵ ライフスタイル：生活様式、営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画であるとともに、札幌市のまちづくりの総合計画である、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づけられるものです。

図表 1 札幌市スポーツ推進計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和~~5~~6年度（202~~34~~年度）から令和 145 年度（203~~23~~年度）までの 10 年間とし、中間の 5 年目を目途に見直しを行うことを想定しています。